



備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。
- 2 管轄県名は、主たる漁業根拠地をその区域とする県の名称の該当欄を○印で囲むこと。
- 3 トン数階層は、30トン以上40トン未満、40トン以上50トン未満、50トン以上60トン未満、60トン以上70トン未満、70トン以上80トン未満、80トン以上90トン未満及び90トン以上100トン未満のトン数階層区分のうち、船舶の総トン数が該当するトン数階層区分を記載すること。
- 4 魚種別漁獲量の欄には、20キログラムを1箱として換算した箱数を記載すること。
- 5 印を附した欄は、記載しないこと。